

議事事務局告示第四号

広島県議事事務局の組織に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年四月一日

広島県議会議長 平 田 修 己

広島県議事事務局の組織に関する規程の一部を改正する規程

広島県議事事務局の組織に関する規程（昭和三十二年十二月十五日制定）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「主任専門員」を削り、「専門員」を「事業調整員」に改める。

第二条第一項中「主任専門員、主査及び専門員」を「主査及び事業調整員」に改め、同条中第七項を削り、第八項を第七項とし、第九項を第八項とし、第十項中「専門員」を「事業調整員」に、「所定の専門事項」を「特定事項の調整」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第十一項を第十項とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。